

## 愛知医科大学における障がいのある学生への支援の基本方針

愛知医科大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生を含むすべての学生に対し、平等かつ公平に教育研究その他の活動を含む機会を提供するため、障がいにより学生生活に不利益が生じないように合理的配慮をもとに必要かつ適切な支援及び環境整備を行い、次のとおり「愛知医科大学における障がいのある学生への支援の基本方針」を定め、基本方針を公表するとともに、全教職員に周知し、その徹底を図ります。

### 1 機会の確保及び差別的取り扱いの禁止

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しく修学する機会を確保するとともに、障がいのある学生に対して不当な差別的取り扱いを禁止します。

### 2 合理的配慮

本方針での合理的配慮とは、障がいのある学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要なかつ合理的な配慮を行うことにより質の高い教育を提供することです。なお、合理的配慮は高等教育機関としての本質の変更又は卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針若しくは入学者受入れの方針の変更を伴わない範囲で行われることとします。

### 3 支援体制

障がいのある学生への支援は、各学部、研究科等の学生生活に関わるすべての部門の教職員が行います。支援の提供に当たっては、障がい学生支援委員会が調整に当たり、関係部署が協議・連携して幅広い支援を行います。

### 4 支援の決定及び合意形成

支援内容は、障がいのある学生の要望に基づき、関係する部署や担当者が相談の上、合理的配慮のもと、個別に決定します。障がいのある学生の意思表示がない場合であっても、教職員は適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生が要望の申出を行いやすい環境を提供します。支援内容の決定に当たっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行い、当該学生が意思を表明することが困難な場合には、大学は保証人が意向を表明できるよう支援し、その合意形成を図るようにします。

### 5 法令等の遵守

本学は、規程及びその他障がいのある学生への修学支援及び差別解消に関する法令を遵守します。